

# ケアハウス運営規程

社会福祉法人 清 和 園  
ケアハウス ヴィラ美浜

## （事業の目的）

第1条 社会福祉法人清和園が開設するケアハウスヴィラ美浜（以下、「事業所」という。）が行う特定施設入居者生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護又は要支援の状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定特定施設入居者生活介護サービスを提供することを目的とする。

## （運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、可能な限り、利用者が居宅において、その有する能力に応じて、自立した生活を営むことができるように努めるものとする。

2 利用者の社会的孤独感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図りながらサービスの提供に努めるものとする。

## （事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ケアハウス ヴィラ美浜
- 二 所在地 千葉市美浜区磯辺2-21-2

## （職員の職種、人数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は、理事会で選任され、理事長の命に従い、事業所の従業者の管理及び業務の管理を行う。
- 二 生活相談員 1名以上  
生活相談員は、管理者の命を受け、利用者の生活向上に必要な生活指導、相談及び援助を行う。
- 三 看護職員 2名以上（常勤換算2名以上）  
看護職員は、管理者の命に従い、利用者の健康管理業務及び介護業務を行う。
- 四 介護職員 18名以上（常勤換算18名以上）  
介護職員は、管理者の命に従い、特定施設入居者生活介護計画に基づき、利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- 五 機能訓練指導員 1名（看護職員兼務）  
機能訓練指導員は、管理者の命に従い、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

六 計画作成担当者 1名（介護職員兼務常勤 1名）

計画作成担当者は、管理者の命を受け利用者又はその家族に対し説明し、特定施設サービス計画の策定を行う。

（入所定員及び居室数）

第5条 事業所の入所定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 一 利用者定員は、50名とする。
- 二 居室数は、50室とする。

（特定施設入居者生活介護の内容）

第6条 特定施設入居者生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス（移動や排泄の介助、見守り等）
- 四 健康状態の確認
- 五 入浴
- 六 食事
- 七 口腔衛生の管理
- 八 各種サークル

（特定施設入居者生活介護の利用料等）

第7条 特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業者が介護保険法による介護報酬を法定代理受領するものとする。

2 利用者からは、保険者が定める利用者負担割合を徴収する。

3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- 一 サービス提供費  
人件費や施設管理費など施設を運営する費用で、千葉市長が定める額
- 二 生活費  
食費（食材料費・調理に関する費用）及び共用部分の光熱水費で、千葉市長が定める額  
このたび光熱水費が上昇している状況を踏まえ上限額の改定
- 三 居住費  
家賃に相当するもので、施設整備費から補助金を差し引いた法人負担額を、居室数に按分した額
- 四 上乗せ介護費  
介護保険法に定められた基準を超えた人員配置に要する費用

五 光熱水費  
自室使用分の電気料金及び上下水道料金

六 健康管理費  
健康管理の一環として法に基づく基準を上回る医師を配置したことに伴う経費の一部負担

七 その他の費用  
利用者が選定する特別なサービスに要する費用及び日常生活においても通常必要な費用であって、利用者に負担させることが適当と認められる費用（別表のとおり）

（食事の提供）

第8条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。  
食事の時間はおおむね以下の通りとする。

一 朝食 午前 7時30分から

二 昼食 午後12時から

三 夕食 午後 6時から

（外出、外泊）

第9条 利用者は外出・外泊を希望する場合には、予め事業所に届け出るものとする。

（衛生保持）

第10条 利用者は施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために事業所に協力するものとする。

（禁止行為）

第11条 利用者は施設で次の行為をしてはならない。

一 宗教や信仰の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。

二 けんか、口論、泥酔、薬物乱用等で他の入所者等に迷惑をかけること。

三 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すこと。

四 指定した場所以外で火気を用いること。

五 故意又は無断で施設若しくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

（利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続）

第12条 事業者は、利用者に対してより適切な特定施設入居者生活介護等を提供するために必要と判断する場合には、提供の場所を事業所内において変更（以下「介護居室の変更」という。）することができる。

2 事業者は、介護居室の変更の判断に際しては、次に掲げる手続きを取るものとする。

一 利用者の意思を確認する。

二 連帯保証人の意見を聞く。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。

- 2 利用者は、事業所の設備・備品等の使用に当たっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者が損害が生じた場合は、賠償するものとする。
- 3 事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。
- 4 その他この規定に定めるもののほか、サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 サービスの提供を行っている時に、利用者に急変が生じた場合は、速やかに主治医又は協力病院に連絡する等の必要な措置を講じることとする。

(非常災害対策)

第15条 非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも年に3回(うち、1回は夜間又は夜間を想定したもの)は避難、救出その他必要な訓練等を行う。
- 3 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防署との連携及び避難、救出訓練等を実施。

(業務継続計画の策定等)

第16条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じる。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等)

第17条 事業所は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するものとする。

(虐待防止に向けた体制)

第18条 虐待発生防止に向け、次に定める事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を配置する。

- 2 虐待防止委員会を設ける。
- 3 虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度

の利用支援を行う。

- 4 職員は年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。

（身体拘束の適正化）

第19条 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の身体の状態並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設け、開催と共に、その結果を職員に周知する。
- 3 職員は、身体拘束等適正化のための研修を受講する。

（衛生管理及び感染症対策）

第20条 設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適切に行う。

- 2 感染症の発生、まん延しないように必要な措置を講じる。
- 3 施設は、感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- 4 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 5 施設は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（口腔衛生管理）

第21条 利用者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行う。

（勤務体制の整備・秘密の保持）

第22条 事業所は、良質なサービスの提供ができるよう、適正な勤務体制を整備するとともに、研修の機会を設けるなど、常に従業員の資質の向上に努めるものとする。  
利用者に対する介護に直接携わる職員が、一定資格を持たない場合、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 2 職員は、個人情報保護法に基づき、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これからの秘密保持について遵守することを、雇用契約の条件とする。
- 4 その他、個人情報管理規程によるものとする。

（苦情処理）

第23条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口等を設置するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は質問・照会に応じると共に、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

- 3 サービスに対する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、指導又は助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行うものとする。

（職場におけるハラスメント）

第24条 施設は職員による精神的又は肉体的な損害や権利を侵害する行為に対し、法人が定めるハラスメントの防止等に関する規程に基づき、もって職員の人権を尊重し、相互信頼に基づく職場環境の促進を図るため必要な措置を講じる。

（協力医療機関等）

第25条 施設は、利用者の病状の急変時に備えるため、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定める。但し、複数の医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととして差し支えないものとする。

- 一 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保している場合。
  - 二 当該施設からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を、常時確保している場合。
  - 三 利用者の症状が急変した場合等において、当該施設の医師（嘱託医）又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則として受け入れる体制を確保している場合。
- 2 施設は1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の症状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該施設に係る指定を行った市長に届けるものとする。
- 3 施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協力指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めるものとする。
- 4 施設は、協力医療機関が第二種協定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うものとする。
- 5 施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能になった場合においては、再び速やかに再入居させることができるように努めるものとする。
- 6 施設は、予め、協力歯科医療機関を定めるものとする。

（その他）

第26条 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項については、理事長が別に定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年12月21日から施行する。なお、改正後の第4条1項二号から六号は、平成22年11月1日から適用する。

この規程は、平成23年6月1日から施行し、改正後の別紙1は平成23年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。  
この規程は、平成26年3月24日改正し、平成26年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年3月25日改正し、平成27年4月1日から施行する。  
この規程は、平成27年5月27日改正し、平成27年8月1日から施行する。  
この規程は、平成29年1月30日改正し、平成29年2月1日から施行する。  
この規程は、平成30年3月23日一部改正し、平成30年4月1日から施行する。  
この規程は、平成31年3月25日一部改正し、平成31年4月1日から施行する。  
この規程は、令和3年6月10日改正し、同日から施行する。  
この規程は、令和5年3月28日一部改正し、同日から施行する。  
この規定は、令和6年3月28日一部改正し、令和6年4月1日から施行する。  
この規程は、令和6年6月4日一部改正し、同日から施行する。  
この規定は、令和6年10月24日一部改正し、同日から施行する。  
この規程は、令和7年4月1日に一部改正し、同日から施行する。